

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、  
医師または患者さんに聞かれて困ったこと、  
医師に疑義照会して対応したが  
いまいち納得できないこと、ありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。  
ご質問をお寄せください。  
「質問の募集」要項は49頁にあります。  
なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。  
電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。  
また、特殊なケースの質問は  
採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q  
&  
A

**Q1** 保険薬局においては、病院や診療所と同じように、患者の被保険者証を確認することは認められているのでしょうか。処方せんに保険者番号や被保険者番号などは記載されているのですが、内容が不鮮明な場合や保険者が変更となっている場合もあり、資格誤りという理由でレセプトが返されてしまうことがあります。(匿名希望)

**A1** 保険薬局では、患者から処方せんによる調剤を受けることを求められた場合、①その処方せんが保険医により交付されたものであること、②その処方せんまたは被保険者証により療養の給付を受ける資格があること——の2点を確認することが義務付けられています。したがって、処方せんの内容からだけではそれらを確認できない場合、もしくは、被保険者証の内容を確認する必要があると認められる理由がある場合には、患者に被保険者証の提示を求め、保険調剤を行ううえで必要な事項を確認することが認められます。

健康保険法で規定する処方せん(保険処方せん)については、保険医により保険者番号や被保険者証の記号・番号などに関する事項まで記載されることになっています。そのため、これまで保険薬局には、

保険医が交付した保険処方せんであることを確認することしか求められておらず、保険薬局が患者の被保険者証を確認することの必要性については明記されていませんでした。

しかし、2002年10月の高齢者および乳幼児の自己負担割合の一部改正に伴い(高齢者：1割または2割、3歳未満の乳幼児：2割)、保険薬局の受付窓口においても患者の自己負担割合などをきちんと確認する必要が出てきました。そのため、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の内容も一部改正され、現在では「処方せん」または「被保険者証」による患者の資格確認が義務付けられています(表)。

表 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(※被保険者証の確認について)

(処方せんの確認)

**第3条** 保険薬局は、被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の被扶養者である患者(以下単に「患者」という。)から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方せんが健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師(以下「保険医等」という。)が交付した処方せんであること及びその処方せん又は被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。



ただ、だからといって、必ずしもすべての患者に被保険者証の提示を求めても構わないというわけではありません。「処方せん」または「被保険者証」により確認するものと規定されていることから考えると、自己負担割合や保険者番号が変更されている可能性がある場合や(例えば、受診日と調剤日の属する月が異なるケース、勤務先の会社に変更が生じたケースなど)、処方医による記号・番号の転記ミスが生じていると考えられる場合などに、患者から被保険者証の提示を求めることは問題ありません。しかし、特に記載内容に誤りが認められない場合にまで被保険者証の提示を求めることについては、患者側の十分な理解・同意を得ている場合に限られるなど、慎重な対応が求められますので注意してください。

Q  
&  
A

**Q2** 「後発医薬品への変更可」との指示がある処方せんを調剤する場合、剤形の異なる後発医薬品への変更(錠→カプセル、錠→OD錠など)は認められるのでしょうか。また、先日、糖尿病の食後過血糖の改善のための後発医薬品として、ボグリボース口腔内崩壊フィルムが薬価基準に収載されましたが、口腔内崩壊錠(先発医薬品)の後発医薬品として変更は可能なのでしょうか。(匿名希望)

**A2**

「後発医薬品への変更可」との指示に基づく調剤について、剤形の異なる後発医薬品への変更の是非まで明記している通知などはありませんが、現時点では、剤形の変更まで認められた指示として解釈することは難しいものと考えます。ただし、ご質問の口腔内崩壊フィルムについては、先発医薬品である口腔内崩壊錠の後発医薬品として薬価基準に収載されていますので、同一剤形への変更と同じであると解釈して差し支えないものと考えます。

処方医により「後発医薬品への変更可」と指示された処方せんについては、処方欄に先発医薬品の銘柄が記載されていた場合であっても、患者の同意を得たうえで、後発医薬品に変更して調剤することが認められています。この「後発医薬品への変更可」という指示については、先発医薬品から後発医薬品への変更に限られるという条件付きですが、ある意味で「一般名処方」に相当するものと解釈することができそうです。

しかし通常、一般名処方とは「一般名」+「剤形」+「含量」で表記されるものと解釈されており(2004年3月30日付事務連絡、厚生労働省保険局医療課「疑義照会資料の送付について」)、剤形についてはすでに指定されているものと考えることができ



ます。

したがって、「後発医薬品への変更可」との指示がある処方せんについても同様に考えられ、剤形の変更まで認められている指示として解釈することは難しいものと思われます。ただし、処方医から剤形の異なる後発医薬品へ変更することについて了解が得られている場合には、この限りではありません。そのような場合には、その旨を調剤済みの処方せんや薬歴などに記録しておくことが大切です。

また、ご質問のボグリボース口腔内崩壊フィルム(糖尿病食後過血糖改善剤、「ボグリボースODフィル

ム0.2/0.3『QQ』)については、先発医薬品である「ベイスンOD錠」の後発医薬品として、2006年7月7日に薬価基準に収載されました。前述の通り「後発医薬品への変更可」との指示に基づく調剤では、異なる剤形の後発医薬品への変更は認められていない旨を説明しましたが、今回薬価収載されたボグリボース口腔内崩壊フィルムは、錠剤に区分されており、規格単位も「0.2mg1錠」、「0.3mg1錠」とされています。したがって、先発医薬品の口腔内崩壊錠の後発医薬品として変更の対象になり得るものであると解釈できます。